

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

佐賀県公安委員会委員長 岸川美和子

佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(4) 電子証明書 <u>電子署名を行う者</u>が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電子署名 <u>次のアからウまでに掲げるものをいう。</u> ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名 イ <u>政府認証基盤</u>（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ウ <u>地方公共団体組織認証基盤</u>（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>(4) 電子証明書 <u>申請等をする者又は行政機関等</u>が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略 <u>(対象となる申請等)</u></p> <p>第3条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <p>(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)</p>	<p>2 略</p>
<p>第4条 情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会又は警察本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の手続)</p> <p>第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p>
<p>2 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。</p>	<p>2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。</p>
<p>3 前項の規定により申請を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは記載すべき事項又は電磁的記録に記録させ、若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。</p>	<p>3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>4 前2項の規定により申請等を行う者は、<u>入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</u><u>ただし、公安委員会又は警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>警察本部長が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>前各号に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が指定する電子証明書</u></p>	<p>4 前2項の規定により申請等を行う者は、<u>公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>5 法令の規定により同一の内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を<u>入力し、又は送信した</u>場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が<u>入力され、又は送信された</u>ものとみなす。</p>	<p>5 <u>公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてあり、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</u></p> <p>6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を<u>入力した</u>場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が<u>入力された</u>ものとみなす。</p>

改正前	改正後
<p><u>6 公安委員会又は警察本部長は、第2項の規定により申請等が行われる場合において、第3項の規定により併せて<u>入力し、又は送信しなければならないこと</u>とされている事項について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定する書面等の区分に応じた措置が講じられるときは、当該事項の入力<u>又は送信</u>を省略させることができる。</u></p> <p><u>（対象となる処分通知等）</u></p>	<p><u>7 公安委員会又は警察本部長は、第2項の規定により申請等が行われる場合において、第3項の規定により併せて<u>入力しなければならないこと</u>とされている事項について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定する書面等の区分に応じた措置が講じられるときは、当該事項の入力を省略させることができる。</u></p>
<p>第5条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。</p>	<p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）</p>
<p>第6条 公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を<u>公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。</u></p>	<p>第4条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、<u>公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。</u></p>
<p><u>2 前項の場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項に</u></p>	<p><u>2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を<u>公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、処分通知等を行わなければならない。</u></u></p> <p><u>3 前項の場合において、公安委員会等は、<u>公安委員会又は警察本部</u></u></p>

改正前	改正後
<p>についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。</p>	<p>長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。</p> <p><u>(電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u></p>
<p>(署名等に代わる措置)</p> <p>第7条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第4条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、<u>公安委員会又は警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。</u></p>	<p>第5条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</p> <p>(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の<u>公安委員会又は警察本部長の定めるところ</u>により行う届出</p> <p><u>(申請等に係る署名等に代わる措置)</u></p> <p>第6条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（第3条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として<u>公安委員会又は警察本部長が定める措置</u>とする。</p> <p><u>(処分通知等に係る署名等に代わる措置)</u></p>
	<p>第7条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として<u>公安委員会又は警察本部長が定める措置</u>とする。</p>

改正前	改正後
<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると<u>公安委員会等</u>が認める場合 (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると<u>公安委員会等</u>が認める場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合 	<p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</p> <p>第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると<u>公安委員会又は警察本部長</u>が認める場合 (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると<u>公安委員会又は警察本部長</u>が認める場合 (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合 <p>2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。</p> <p><u>（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）</u></p> <p>第9条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると<u>公安委員会又は警察本部長</u>が認める場合

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能な場合又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合</u> <u>(電子情報処理組織による手続等の公表)</u></p> <p>第10条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 略</p>

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則第8条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後であるものについて適用する。